

各 位

4月16日発令の緊急事態宣言に伴う弊社の対応について

2020年4月23日
三条印刷株式会社
代表取締役 渋谷政道

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配に賜り厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、新型コロナウイルス感染拡大により4月16日に全国に拡大された緊急事態宣言に対し、先に報告させていただきました新型コロナウイルス感染症対策基本方針に加えて、以下の行動指針を別途定めましたので、お知らせいたします。

1. 社員の行動指針（就業時間内）

- ① 毎朝出勤前に体温や体調を確認する。また、体温が37.5℃以上もしくは風邪症状が発生した場合は、所属長に報告し休暇取得による自宅療養に努める。
※解熱剤等を飲んで症状を抑えての出社は感染を広げる恐れがあるので、禁止とします。
- ② 各事業所への出社の際は、手洗いおよび手指の消毒を徹底する。
- ③ 咳エチケットの遵守および状況に応じてマスクを着用する。
- ④ 最低1日3回（朝・昼・夕方）には、職場内の窓を開け換気を行う。
- ⑤ 事業所間連絡用の携帯電話機やドアノブ等、不特定多数が使用する箇所は、随時消毒を実施する。
- ⑥ 社内の会議・打合せ等を行う際は、マスク着用を義務とし、極力「少人数」「短時間」「こまめな換気」「人と人との距離をあける」に努める。 ※参考／濃厚接触の定義：1mの距離で15分以上接触
- ⑦ 外部主催の会議・打合せ等への出席は禁止とします。（やむを得ない事情がある場合は所属長等と要相談）
- ⑧ 県をまたがる移動は禁止とします。（やむを得ない事情がある場合は所属長等と要相談）
- ⑨ 接客対応や訪問等で15分以上の時間を費やした場合は、もしものときに感染経路がわかるように、各自「いつ」「だれと」「どこで」を記録する。

2. 社員の行動指針（就業時間外）

- ① 帰宅後や休日には、免疫力を高めるために十分な睡眠と栄養を取り体調を整える。
また、日常生活においても3密（密閉・密集・密接）を避けるなど、新潟県の感染対策を遵守する。
- ② 自身もしくは家族が、厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染の疑いがある場合」に該当するときは、所属長に報告後、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示に従う。
- ③ 自身もしくは家族が新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに所属長に報告する。

《お客様および協力会社様へのお願い》

- ① 来社の際、手指の消毒および可能であればマスクの着用をお願いします。
- ② 体調が悪い（37.5℃以上の発熱等）の場合は、必ず来社前にお知らせください。
- ③ 社内、社外の営業活動その他の業務中においては、マスクを着用させていただきますが、ご了承ください。
- ④ 上記行動指針により、会議や打合せ等への参加を見合せ場合がありますが、ご了承ください。

※上記の適用は、緊急事態宣言解除予定の2020年5月6日までを想定していますが、事態の収束状況により延長する可能性があります。

以上、皆様方におかれましては、いろいろとご不便をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具